

北海道防災対策基本条例（仮称）素案の概要

条例制定の趣旨

ねらい

道民等と行政の協働による災害に強い地域社会の実現

条例制定の必要性

- ・【自助】、【共助】、【公助】を基本とする防災対策の基本理念等を共有
- ・【自助】、【共助】を担う各主体の責務の具体的内容を明確化

条例制定の効果

地域における防災力の向上

行政と道民等の協働による防災対策の推進

災害への備えを中心とした災害に強い地域づくりの推進

地域特性に応じた防災対策の推進

条例の概要

1 条例の基本的事項

目的

この条例によって目指す姿を明らかにします。

- ・道民等と行政の協働による災害に強い地域社会の実現

基本理念

防災対策に当たっての基本的な考え方を規定します。

役割分担

- 【自助】…道民が自らの安全を自らで守ること
- 【共助】…道民が自主防災組織、事業者等とともに地域において互いに助け合うこと
- 【公助】…道、市町村及び防災関係機関が道民の生命、身体及び財産を災害から保護すること

道民、自主防災組織、事業者、道及び市町村が協働することにより着実に防災対策を実施

各主体の責務等

防災対策が適切に実施されるためには、各主体の適切な役割分担による協働が重要であることから、それぞれの責務等について規定します。

- ・道民の責務【自助】
- ・自主防災組織、事業者の責務【共助】
- ・道の責務【公助】
- ・市町村との連携

2 地域における防災対策等

地域における防災対策	・道民（自助）、自主防災組織及び事業者（共助）による防災対策	・防災意識の普及等、物資の備蓄等、円滑な避難、ボランティアによる活動支援
道の基本的な施策	・基本方針 ・協働による防災対策を推進するための施策 ・災害に強い地域づくりを推進するための施策 ・地域の特性に応じた施策 ・その他の方策	・条例と計画による総合的な防災対策の推進 ・道民及び自主防災組織との連携、事業者との連携、連携による災害時要援護者への支援 ・調査研究の推進、情報の提供、防災基盤の整備 ・積雪及び寒冷対策、孤立地区対策 ・表彰、財政上の措置

今後のスケジュール

年月日	内容
平成20年11月27日～12月26日	道民意見提出手続（パブリックコメント）の実施
平成21年2月下旬	平成21年北海道議会第1回定例会に提案